

国際安全保障学会倫理綱領

国際安全保障学会は、学会会則第 2 条に謳う目的の実現および第 3 条に掲げる事業の実施に際して、規範とすべき原則を「国際安全保障学会倫理綱領」としてここに定める。会員は、本綱領を尊重し遵守するものとする。

第 1 条〔法令遵守および公正と信頼の確保〕会員は、学会活動において法令を遵守するとともに、公正を維持し、社会的な信頼を損なわないように努めなければならない。

第 2 条〔プライバシー侵害の禁止〕会員は、学会活動において、社会的な影響を配慮し、関係者のプライバシーの保護と人権の尊重に留意しなければならない。

第 3 条〔差別の禁止〕会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・国籍・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などを理由として、個人及び団体に差別的な扱いをしてはならない。

第 4 条〔ハラスメントの禁止〕会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、およそハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第 5 条〔著作権侵害の禁止〕会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用や二重投稿等、著作権を侵害する行為をしてはならない。

第 6 条〔研究資金の適正な使用〕会員は、他者より補助・委託された研究資金を適正に使用しなければならない。

第 7 条〔通報及び申立〕本綱領に係る通報若しくは申立は理事会に対して書面にて行う。

2 通報若しくは申立があった場合、理事会は審議の後、本学会の対応を決定する。

第 8 条 理事会は、該当する会員に対する除名等の処分を行うことができる。

この綱領は 2022 年 4 月 22 日より施行する。改廃については、学会理事会の決定によることとする。